

## 院内感染対策のための指針

キッコーマン総合病院（以下「病院」という。）は、患者さん及び病院従業員に安全で快適な医療環境を提供する必要から、感染予防と感染制御の対策に取り組むための基本的な考え方等を定めました。

### 1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

病院における院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の特定・制圧・終息を図ることは病院にとって重要であります。このため、院内感染防止対策を全病院従業員が把握し、この指針に則った医療を患者さんに提供できるよう取り組みます。

### 2. 院内感染対策のための組織に関する基本的事項

感染管理のための組織として、「院内感染対策委員会」を設置し、感染対策チーム（以下ICT）、「感染対策室」を感染対策の実働部隊として設置します。ICT指導のもと、各部署に「感染対策メンバー」を配置します。また緊急時には、臨時の「院内感染対策委員会」を開催いたします。

### 3. 院内感染対策のための病院従業員に対する研修に関する基本方針

病院従業員の感染対策に対する基本的考え方及び意識向上を図るため、感染対策に関する研修を年2回以上行います。

### 4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染の発生予防及び拡大防止を図るため、病院における感染症の発生状況を「感染情報レポート」として週1回作成して、必要な場合は紙面情報として病院従業員に周知しリアルタイムな情報の共有に努めます。

### 5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生した場合は、情報の共有と下記の対応を行い、かつ届出義務のある感染症患者が発生した場合には、感染症法に準じて行政機関へ報告します。なお、感染症患者とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に規定されている対象疾患や院内感染の恐れがあると判断される者すべてをいいます。

#### (1) 通常時の対応

感染症患者が発生した場合は、担当医又は看護師長から感染対策室又は、ICTに報告するとともに「感染症発生報告書」を提出します。

#### (2) 緊急時（重大な院内感染等の発生）の対応

感染症患者の発生の緊急時（重大な院内感染等の発生）には、担当医又は看護師長から感染対策室又は、ICTに直ちに報告を行い、臨時の「院内感染対策委員会」を開催し、速やかな対策を講じます。

### 6. 患者等に対する指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、患者さん等に感染対策への理解と協力を得るため、院内掲示や病院ホームページに掲載等を行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

### 7. 病院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染対策の推進のため、「院内感染予防マニュアル」を整備し、病院従業員への周知徹底を図ります。また、このマニュアルの定期的な見直しを行います。

### 8. 感染対策チームにおける基本方針

感染管理担当医師（ICD）・感染管理認定看護師（CNIC）・薬剤師・臨床検査技師・事務で構成され、以下のことを行う。

- ・ 院内感染発生状況の把握と感染症情報の共有
- ・ 細菌検査検出状況検討
- ・ 抗菌薬適正使用調査
- ・ 定期的に（週1回程度）ラウンド
- ・ 感染防止マニュアルの整備と定期的な見直し
- ・ 地域の感染対策ネットワークの推進

平成 19 年 6 月 20 日 初版

平成 20 年 8 月改定

平成 24 年 4 月改定

平成 25 年 4 月改定

平成 26 年 3 月改定

平成 26 年 8 月改定

平成 27 年 5 月改定

2017 年 5 月改定

2019 年 9 月改定